

産業廃棄物処分業許可申請にかかる書類一覧

（正副２部提出願います。）

提出書類・添付書類		チェック																			
	許可申請書	☐																			
	申請手数料	☐																			
1	事業計画の概要（様式第七号の１）	☐																			
2	事業の用に供する施設の概要を示す図面、計算書等及び付近の見取り図	☐																			
3	申業者が事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法許可施設：産業廃棄物処理施設設置許可証、使用前検査適合通知書の写し</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">☐</td> </tr> <tr> <td>条例施設：産業廃棄物処理施設設置届出審査結果通知書、使用前検査適合通知書の写し</td> <td style="text-align: center;">☐</td> </tr> </table>	法許可施設：産業廃棄物処理施設設置許可証、使用前検査適合通知書の写し	☐	条例施設：産業廃棄物処理施設設置届出審査結果通知書、使用前検査適合通知書の写し	☐																
法許可施設：産業廃棄物処理施設設置許可証、使用前検査適合通知書の写し	☐																				
条例施設：産業廃棄物処理施設設置届出審査結果通知書、使用前検査適合通知書の写し	☐																				
4	処分業務の具体的計画（様式第七号の４）	☐																			
5	中間処分を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処分方法を記載した書類（様式第十一号）	☐																			
6	当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う講習会の修了証の写し） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">申請者が法人の場合・・・代表者、役員、又は政令で定める使用人</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">☐</td> </tr> <tr> <td>申請者が個人の場合・・・申請者又は政令で定める使用人</td> <td style="text-align: center;">☐</td> </tr> </table>	申請者が法人の場合・・・代表者、役員、又は政令で定める使用人	☐	申請者が個人の場合・・・申請者又は政令で定める使用人	☐																
申請者が法人の場合・・・代表者、役員、又は政令で定める使用人	☐																				
申請者が個人の場合・・・申請者又は政令で定める使用人	☐																				
7	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式第十二号）	☐																			
8	申請者が法人の場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（法人決算書等）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">☐</td> </tr> <tr> <td>直前３年の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の納税証明書）</td> <td style="text-align: center;">☐</td> </tr> <tr> <td>添付資料が必要な場合は、添付資料（別添「留意事項（収集運搬業）」参照のこと）</td> <td style="text-align: center;">☐</td> </tr> </table>	直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（法人決算書等）	☐	直前３年の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の納税証明書）	☐	添付資料が必要な場合は、添付資料（別添「留意事項（収集運搬業）」参照のこと）	☐														
直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（法人決算書等）	☐																				
直前３年の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の納税証明書）	☐																				
添付資料が必要な場合は、添付資料（別添「留意事項（収集運搬業）」参照のこと）	☐																				
9	申請者が個人の場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">資産に関する調書（様式第六号）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">☐</td> </tr> <tr> <td>直近３年分の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の納税証明書）</td> <td style="text-align: center;">☐</td> </tr> <tr> <td>直近３年分の確定申告書の写し</td> <td style="text-align: center;">☐</td> </tr> <tr> <td colspan="2">青色申告の場合</td> </tr> <tr> <td>直近３年分の貸借対照表（確定申告に使用したもの）</td> <td style="text-align: center;">☐</td> </tr> <tr> <td>直近３年分の損益計算書（確定申告に使用したもの）</td> <td style="text-align: center;">☐</td> </tr> <tr> <td>納付すべき額が「０円」の場合・・・直近３年分の所得税青色申告決算書</td> <td style="text-align: center;">☐</td> </tr> <tr> <td colspan="2">白色申告の場合</td> </tr> <tr> <td>納付すべき額が「０円」の場合・・・直近３年分の収支内訳書</td> <td style="text-align: center;">☐</td> </tr> <tr> <td colspan="2">添付資料が必要な場合は、添付資料（別添「留意事項（収集運搬業）」参照のこと）</td> </tr> </table>	資産に関する調書（様式第六号）	☐	直近３年分の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の納税証明書）	☐	直近３年分の確定申告書の写し	☐	青色申告の場合		直近３年分の貸借対照表（確定申告に使用したもの）	☐	直近３年分の損益計算書（確定申告に使用したもの）	☐	納付すべき額が「０円」の場合・・・直近３年分の所得税青色申告決算書	☐	白色申告の場合		納付すべき額が「０円」の場合・・・直近３年分の収支内訳書	☐	添付資料が必要な場合は、添付資料（別添「留意事項（収集運搬業）」参照のこと）	
資産に関する調書（様式第六号）	☐																				
直近３年分の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の納税証明書）	☐																				
直近３年分の確定申告書の写し	☐																				
青色申告の場合																					
直近３年分の貸借対照表（確定申告に使用したもの）	☐																				
直近３年分の損益計算書（確定申告に使用したもの）	☐																				
納付すべき額が「０円」の場合・・・直近３年分の所得税青色申告決算書	☐																				
白色申告の場合																					
納付すべき額が「０円」の場合・・・直近３年分の収支内訳書	☐																				
添付資料が必要な場合は、添付資料（別添「留意事項（収集運搬業）」参照のこと）																					

提出書類・添付書類		チェック
10	申請者が法人の場合	
	定款又は寄附行為（申請者が原本照合したもの）	☐
	登記事項証明書	☐
11	申請者が個人の場合	
	住民票の写し	☐
12	申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し	☐
13	申請者が法人の場合	
	役員（顧問・相談役・監査役等を含む）の住民票の写し	☐
	百分の五以上の株式を有する株主等又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（※これらの者が法人の場合は登記事項証明書）	☐
14	申請者に政令で定める使用人がある場合には、その者の住民票の写し	☐
15	11～14までにあげるもの（申請者、役員、使用人等）が、精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを証する書類	
	成年被後見人等でない者・・・登記されていないことの証明書 もしくは医師の診断書※3	☐
	成年被後見人等である者・・・医師の診断書※3	☐
16	申請者が法第14条第5項第2号イからハまでに該当しない者であることを誓約する書面	☐
17	更新許可申請の場合は現在の許可証の写し	☐
18	（先行許可証を利用される場合）許可証の原本とその写し	☐
※1 更新・変更許可申請の場合は、上記書類のうち1～5の書類については、その内容に変更がない限り添付は必要ありません。なお、住民票は本籍地が記載されたものとして下さい。 ※2 医師の診断書に必要な診断項目については、参考様式を参考としてください。審査にあたり内容が不足していると判断された場合には再提出をお願いすることがあります。 ※3 先行許可証を提出される場合は11～16の書類については、添付は必要ありません。なお、先行許可証については、許可証の原本とコピーを持参して下さい。 ※4 公的機関が発行する書類（住民票の写し、登記事項証明書、登記されていないことの証明書、納税証明書等）及び医師の診断書については、正本、副本ともにコピーでかまいません。ただし、原本照合をさせていただきますので、原本を持参して下さい。		